

## 【環境指導課】

(環境・食品衛生班)

### 1 廃棄物関係

管内には公共の一般廃棄物の処理施設として、し尿処理施設1施設、ごみ焼却施設1施設、粗大ごみ処理施設1施設が設置されているほか、不燃ごみ等の埋立処理のため、最終処分場6施設が確保されている。

これらの一般廃棄物処理施設のほか、がれき類の破碎施設等の産業廃棄物処理施設等については、計画的な立入検査を実施しており、最終処分場の放流水質の監視のほか、施設の構造設備基準や維持管理基準の遵守状況等について監視指導を行った。

なお、能代市二ツ井町地区と藤里町のし尿は、北秋田市周辺衛生施設組合の施設で処理されている。

#### (1) 一般廃棄物

##### ① し尿処理施設

(平成29年3月31日現在)

事業主体	設置場所	着工竣工年月日	処理方式	処理能力
能代山本広域市町村圏組合	能代市河戸川字 西山下1番地内	H8.7.3 H11.3.24	高負荷脱窒素	120 <sup>*</sup> ㎡/日

##### ② ごみ処理施設

(平成29年3月31日現在)

区分	事業主体	設置場所	着工竣工年月日	処理方式	処理能力
焼却施設	能代山本広域市町村圏組合	三種町鶉川字 上笠岡70-1	H5.5.24 H7.3.31	連続炉	144t/日 (72t/日×2炉) H14変更96t→144t
粗大ごみ 処理施設	能代山本広域市町村圏組合	八峰町沼田字 横長根1-5	S60.8.2 S61.4.1	衝撃せん断破碎 せん断破碎	25t/5h 5t/5h

③ ごみ埋立地

(平成29年3月31日現在)

区分	事業主体	設置場所	埋立開始年月	埋立地面積	全体容量	残余容量
一般廃棄物の最終処分場	能代市	能代市朴瀬字日影	S52.12	40,404m <sup>2</sup>	271,000m <sup>3</sup>	12m <sup>3</sup> ※2
		〃	H6.4	14,320m <sup>2</sup>	123,170m <sup>3</sup>	17,633m <sup>3</sup>
		能代市二ツ井町種字大沢	S48.4	12,211m <sup>2</sup>	169,407m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup> ※1
	藤里町	藤里町粕毛下モ岱	S53.11	16,700m <sup>2</sup>	50,100m <sup>3</sup>	10,763m <sup>3</sup>
		藤里町矢坂	S46.4	5,721m <sup>2</sup>	28,605m <sup>3</sup>	1,970m <sup>3</sup> ※2
	三種町	三種町鹿渡字大沢	S50.4	6,995m <sup>2</sup>	48,000m <sup>3</sup>	4,980m <sup>3</sup>
		三種町森岳字清吉根子屋沢	S45.6	39,174m <sup>2</sup>	91,675m <sup>3</sup>	43,000m <sup>3</sup>
		三種町志戸橋字熊沢	S49.4	3,178m <sup>2</sup>	4,050m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup> ※1
		三種町増沢	S58.5	8,559m <sup>2</sup>	45,350m <sup>3</sup>	34,263m <sup>3</sup>
		三種町舞台沢	S46.4	6,700m <sup>2</sup>	11,000m <sup>3</sup>	152m <sup>3</sup>
		能代市浅内	S58.6	3,300m <sup>2</sup>	6,600m <sup>3</sup>	387m <sup>3</sup> ※2

※1 埋立終了届出施設

※2 受入停止施設

④ し尿浄化槽

ア 設置数

(平成29年3月31日現在)

年度	人数別 市町	5	21	101	301	501	計	監視施設数		
		5 ～ 20	21 ～ 100	101 ～ 300	301 ～ 500	501 ～		～500	501～	計
24年度	三種町	753	75	18	2	6	854	2	11	13
25年度		700	46	7	3	5	761	23	9	32
26年度		705	45	7	2	5	764	5	9	14
27年度		718	45	7	2	5	777	6	8	14
28年度		724	45	7	2	5	783	4	11	15

イ 構造別浄化槽基数

(平成29年3月31日現在)

市町	区分	全浄化槽基数	
		うち、合併処理基数	うち、単独処理基数
三種町		783	194

※ 能代市分(H17年度)、藤里町分(H17年度)、八峰町分(H22年度)は権限委譲済み。

## (2) 産業廃棄物

## 産業廃棄物処理施設の種類の種類

(平成29年3月31日現在)

区分	処理施設	事業者	計
管理型処分場		1	1
木くず破砕施設	2		2
がれき類破砕施設	8		8
廃プラスチック類破砕施設	2		2
計	12	1	13

## 産業廃棄物処理業者

(平成29年3月31日現在)

区分	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		計
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	
事業者数	131	16	12		159

※ 重複する事業者あり

## (3) 監視指導状況

(平成29年3月31日現在)

施設種類別				施設数等	監視件数	指導件数		
						口頭	文書	
一般廃棄物	処理施設	公共設置	最終処分場	稼働中	6	6	5	1
				上記以外	5	5	4	1
			ごみ焼却施設	1	1	1		
			し尿処理施設	1	1			
			その他のごみ処理施設	3	1			
	公共以外の一般廃棄物処理施設			5	11			
	その他	廃棄物再生事業者登録業者		5	2	2		
	一般廃棄物排出事業者							
産業廃棄物	特別管理産業廃棄物排出事業所	①感染性廃棄物排出事業所	病院	7	7	5		
			上記以外	116	1	1		
		②特定有害産廃排出事業所	119	29	1			
		③PCB機器等保管事業所	40	13	8			
	④その他特管産廃排出事業所	40	3	2				
	産業廃棄物排出事業所			4,388	28	15	1	
	処理施設	処分業者	県外産廃受入施設	許可対象	中間処理			
				最終処分				
			許可対象外	中間処理	4	8	2	
			その他の施設	許可対象	中間処理	12	32	18
			最終処分					
			許可対象外	中間処理	5	11	5	
		事業者及び公共	許可対象	中間処理				
			最終処分	1	1			
産業廃棄物収集運搬業者		積替・保管施設	9	14	6			
		上記以外	136	13	1	1		
浄化槽	浄化槽		783	15				
	浄化槽保守点検業者		7	3	3			
不法投棄監視（環境監視員分を除く）					27			
自動車リサイクル法	引取業者		36	8				
	フロン類回収業者		17	8	1			
	解体業者		5	5	2			
	破砕業者		1	1	1			
計			5,752	254	83	5		

## 2 水道及び特定建築物関係

管内には、上水道、簡易水道、専用水道及び小規模水道を合わせて49の水道施設が設置されている。

水道法に基づく水道(上水道、簡易水道)及び県条例に基づく小規模水道を合わせた水道普及率は、90.7%であり、全県の91.4%と比較し、0.7ポイント下回っている。

### (1) 水道施設数及び普及状況

(平成28年3月31日現在)

区分 市町	行政区域 内人口	上水道		簡易水道		専用水道		小規模水道		合 計		普及率 (%)	
		施設 数	給水人口	施設 数	給水人口	施設 数	給水人口	施設 数	給水人口	施設 数	給水人口		
能代市	54,250	1	42,941	12	6,242			20	1,000	33	50,183	92.5	
藤里町	3,378			4	3,225	1	0			5	3,225	95.5	
三種町	16,823	1	5,012	5	8,349	2	64			8	13,425	79.8	
八峰町	7,200			3	7,200					3	7,200	100	
管内計	81,651	2	47,953	24	25,016	3	64	20	1,000	49	74,033	90.7 (91.4)	
過 年 度	26年度末	83,079	2	47,754	25	25,604	3	64	23	1,072	53	74,494	89.7 (91.4)
	25年度末	84,777	2	48,336	25	25,836	3	64	23	1,072	53	75,308	88.8 (91.2)
	24年度末	86,421	2	48,891	25	25,967	3	64	23	1,082	53	76,004	87.9 (91.0)
	23年度末	87,903	2	49,350	25	26,371	3	64	24	1,179	54	76,964	87.6 (90.8)

※ ( )内の数字は秋田県の普及率を示す。

### (2) 監視指導状況

(平成29年3月31日現在)

水道施設	施設数	監視件数
上水道	2	
簡易水道	16	6
専用水道	1	1
小規模水道	21	39
計	40	46

※1 専用水道:能代市分(H17.4)、八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

※2 小規模水道:八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

※3 簡易専用水道:能代市分(H17.4)、藤里町分(H18.4)、八峰町分(H23.4)、三種町分(H24.10)は権限移譲済み。

### (3) 特定建築物

建築物内の環境衛生上の適正な維持管理の確保を目的とした「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称「建築物衛生法」)では、店舗、事務所等の建築物で床面積の合計が3,000㎡以上のもの等を特定建築物として定めている。

管内の特定建築物に関する届出や立入検査の事務は、能代市(平成17年4月1日)、八峰町(平成23年4月1日)、三種町(平成26年10月1日)に権限移譲している。

なお、権限移譲していない藤里町では、特定建築物として届出されている建築物はない。

#### 建築物管理業登録状況

(平成29年3月31日現在)

業種	登録業者数
清掃業	3
空気環境測定業	
飲料水水質検査業	
飲料水貯水槽清掃業	4
ねずみ・こん虫防除業	1
排水管清掃業	1
環境衛生総合管理業	2
計	11

### 3 公害関係

管内における公害関係の規制対象施設の総数は、大気汚染防止法関係施設242、水質汚濁防止法関係354、湖沼法関係施設5及び条例関係施設252(大気関係81、水質関係171)の計853施設ある。

これらの施設については、大規模施設や有害物質関連施設等を重点に煙道のばい煙検査及び排出水の水質検査等を実施し、排出基準適合状況、公害処理施設の維持管理状況等について監視指導を行った。

また、ダイオキシン類対策特別措置法の対象施設及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(通称「フロン排出抑制法」)の対象事業者についても監視指導を行った。

#### (1) 届出状況

##### ① 大気汚染防止法関係

##### ばい煙発生施設

(平成29年3月31日現在)

施設	市町					管内計
	能代市	藤里町	三種町	八峰町		
1 ボイラー	125 (79)	6 (6)	20 (6)	9 (7)		160 (98)
6 金属の鑄造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	7					7
11 乾燥炉	6		1			7
12 電気炉	1					1
13 廃棄物焼却炉	1		2			3
29 ガスタービン	3					3
30 ディーゼル機関	16	2	2			20
計	159	8	25	9		201

※ ( )内の数字は、大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる施設数で内数。

##### 粉じん発生施設

(平成29年3月31日現在)

施設	市町
	能代市
1 コークス炉	
2 鉱物(コークスを含む。以下同じ)又は土石の堆積場	13
3 ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	28
4 破碎機及び摩砕機(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	
5 ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	
計	41

※ 八峰町分(H23年度)、三種町分(H26年度)、藤里町分(H27年度)は権限移譲済み。

② 水質汚濁防止法関係

特定事業場数

(平成29年3月31日現在)

施設の種類	市町				
	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
1の2 畜産農業	21	1	12	2	36
2 畜産食料品製造業	4	1	3 (2)		8
3 水産食料品製造業			1	2	3
4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	6	1	6		13
5 みそ・しょう油製造業	5 (2)		2	1	8
8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	3 (3)				3
9 米菓子製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	1 (1)		2 (1)	1	4
10 飲料製造業	3 (2)	1		1	5
16 麺類製造業の用に供する湯煮施設	7 (5)		1		8
17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	1		1	1	3
19 繊維製品加工業	3				3
21の3 合板製造業の用に供する接着機洗淨施設	40 (2)				40
22 木材薬品処理業	1				1
23 パルプ・紙又は紙加工品の製造業	2				2
23の2 新聞業・出版業・印刷業又は製版業	5 (5)				5
33 合成樹脂製造業	1 (1)				1
47 医薬品製造業	1 (1)				1
54 セメント製品製造業	3		3		6
55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	2			2	4
59 砕石業	3				3
60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	7			1	8
63 金属製品製造業又は機械器具製造業	2				2
63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設	1				1
64の2 水道施設(1万m <sup>3</sup> /日以上)	1				1



施設の種類	市町				
	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
65 酸又はアルカリによる表面処理施設					
66 電気めっき業	1				1
66の3 旅館業	50 (18)	7 (3)	15 (9)	19 (6)	91
66の4 共同調理場に設置されるちゅう房施設					
66の6 飲食店に設置されるちゅう房施設					
67 洗濯業の用に供する洗浄施設	30 (17)	3 (2)	3	2 (2)	38
68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	4 (1)		1	1	6
68の2 病院(病床数300以上)	1 (1)				1
69の3 地方卸売市場	1 (1)				1
71 自動式車両洗浄施設	21 (3)	1	4	2	28
71の2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	2 (1)				2
71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設			1		1
72 し尿処理施設(500人槽以下除く)	4 (1)	1	4	3	12
73 下水道終末処理施設	1	1		2	4
計	238	17	59	40	354

※1 2以上の特定施設を有する事業場については、番号の小さい施設に計上。

※2 ( )内の数字は、分流式下水道に接続されている事業場数で内数。

### ③ 湖沼水質保全特別措置法関係

#### みなし指定地域特定施設数

(平成29年3月31日現在)

施設の種類	市町		
	能代市	三種町	管内計
1 病院		1	1
2 し尿浄化槽(201人槽以上、500人槽以下)	1	3	4
計	1	4	5

④ 秋田県公害防止条例関係

指定施設数

(平成29年3月31日現在)

施設の種類の等		市町					
		能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	
大気関係	指定ばい煙発生施設※1	ボイラー	53 [79]	5 [6]	13 [6]	4 [7]	75 [98]
	指定粉じん発生施設※2	鉍物又は鉍物の残渣の堆積場	4				4
		チップ製造施設又は製材施設であって原動機の定格出力50KW以上のもの	2				2
計※3			59	5	13	4	81
水質関係	指定污水排出施設※4	畜産農業	4		5		9
		自動車整備業	86	5	19	7	117
		ガソリンスタンド	22	3	11	4	40
		病院の検査又は分析の用に供する施設	4 (4)		1 (1)		5
	計		116	8	36	11	171

※1 [ ]内の数字は、大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる施設数

※2 権限移譲した八峰町(平成23年4月1日)、三種町(平成26年10月1日)、藤里町(平成27年4月1日)の施設数は計上していない。

※3 大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる施設数は計に含めていない。

※4 ( )内の数字は分流式下水道に接続されている事業場数で内数。

⑤ ダイオキシン類対策特別措置法

特定施設数

(平成29年3月31日現在)

施設の種類の等		市町				
		能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
大気基準適用施設(廃棄物焼却炉)		1		2	※1	4
水質基準適用施設(廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設)				1		1
計		1		3	1	5

※ 休止中

(2) 立入検査状況

① 公害関係工場・事業場

(平成29年3月31日現在)

区分	対象施設		大気汚染防止法 対象	水質汚濁防 止法対象	湖沼法 対象	秋田県公害防止条例対象			ダイオキシン類 特措法対象		その他
	ばい 煙 発 生 施 設 (※1)	粉 じん 発 生 施 設 (※2)	特 定 施 設	み な し 特 定 施 設	指 定 ば い 煙 発 生 施 設 (※1)	指 定 粉 じん 発 生 施 設 (※2)	指 定 汚 水 排 出 施 設	大 気 基 準 適 用 施 設	水 質 基 準 適 用 施 設	協 定 施 設	
工場・事業場数	105(52)	7	354	5	100(52)	4	171	3	1	1	
施設数	201(98)	41	—	5	173(98)	6	—	4	1	—	
監視件数	現地確認	14	117	8	13		25			2	
	分析検査	1	49	6						2	
指示件数	口 頭	2	27	4	2		11				
	文 書		2	2							

※1 ( )内の数字は、大気汚染防止法と秋田県公害防止条例の両方の届出対象となる工場・事業場数及び施設数で内数。

※2 権限移譲済みである八峰町分(H23年度)、三種町分(H26年度)、藤里町分(H27年度)の工場・事業所数及び施設数は計上していない。

② フロン排出抑制法関係事業者

(平成29年3月31日現在)

項目	件数
第一種フロン類充填回収業者	11
立入検査	5

### (3) 海水浴場の水質検査状況

八峰町岩館(旧八森町)、八峰町滝ノ間(旧八森町)、三種町釜谷(旧八竜町)の3海水浴場について、遊泳期間前に実施した水質検査結果の判定は下表のとおりである。

#### 海水浴場水質検査結果

区分 海水浴場	28年度						27年度	26年度	25年度	24年度
	時期	透明度 (m)	COD (mg/リットル)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	油膜の 有無	判定区分	判定			
岩館 (八峰町)	4月	全透	1.3	2未満	無	水質AA	AA	AA	A	AA
滝ノ間 (八峰町)	4月	全透	1.9	50	無	水質A	AA	AA	AA	
釜谷 (三種町)	4月	全透	1.3	2未満	無	水質AA	AA	AA	AA	AA

#### ※ 判定基準

項目		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD
適	水質AA	2個/100ml未満	油膜が認められない	2mg/リットル以下
	水質A	100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/リットル以下
可	水質B	400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/リットル以下
	水質C	1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/リットル以下
不適		1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/リットル超

(摘要) 水質AA…水質が特に良好な水浴場

水質 A…水質が良好な水浴場

水質 B…水質が適当な水浴場

水質 C…水質が適当な水浴場

#### (4) 大気汚染常時監視

県内の大気汚染の状況を把握するため、能代市内の3カ所に二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の自動測定機を設置し、テレメーターシステムによる常時監視を実施している。

##### 大気測定局設置状況

(平成29年3月31日現在)

設置主体	測定項目	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	オキシダント 光化学 (O <sub>x</sub> )	一酸化炭素 (CO)	風向風速 (WD・WS)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )
	測定場所							
秋田県	能代工業高校	○	○	○			○	○
	旧檜山中学校	○	○				○	
	能代市分庁舎前		○		○		○	

#### (5) 公害苦情処理関係

保健所が受付した公害苦情件数は次のとおりである。

区分	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	大 気			1		1
水 質				1	6	
騒 音					1	
振 動						
悪 臭		2	4	2	2	1
地 盤 沈 下						
土 壌 汚 染			1			
そ の 他 (不法投棄等)		3	1		6	
計		5	7	3	16	1

## 4 温泉関係

管内には20の源泉があり、各温泉地で利用されている。

### 源泉一覧

(平成29年3月31日現在)

市町	区分 温泉地名	源泉 総数 (A+B)	利用 源泉数 (A)		未利用 源泉数 (B)		温度別源泉数				ゆう出量 ℓ/分		主たる泉質名
			自 噴	動 力	自 噴	動 力	25 ℃ 未 満	25 ℃ 以 上	42 ℃ 未 満	42 ℃ 以 上	及 び 水 蒸 気 ガ ス	自 噴	
能代市	能代 (落合)	2		1	1			1	1		48	194	アルカリ性単純温泉
	船沢	1		1					1			200	ナトリウム-塩化物強塩泉
	切石※	1			1								ナトリウム-塩化物泉
	梅内	1	1				1				50		ナトリウム・塩化物炭酸水素冷 鉱泉
	湯ノ沢	1			1		1				7		ナトリウム-塩化物泉
	駒形	1			1				1		86		ナトリウム-塩化物強塩泉
藤里町	湯の沢	2	2					1	1		130		ナトリウム-塩化物泉
	滝の沢	1		1				1				260	ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
三種町	森岳	5		2	3				5		1,182		ナトリウム・カルシウム-塩化物 強塩泉
	八竜砂丘	1		1					1		187		ナトリウム-塩化物強塩泉
八峰町	潮浜	1	1				1				180		鉱泉
	八森	2		1	1			1	1		900	522	ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
	峰水湖	1		1			1				18		含硫黄-ナトリウム-塩化物・ 硫酸塩冷鉱泉(硫化水素型)
管内計		20	4	8	4	4	4	5	10		1,401	2,563	

※ 温度、ゆう出量とも不明。

## 5 食品衛生業務

管内には、食品関係営業施設4,143件(要許可施設 1,825件、不要許可施設2,318件)があり、これらの施設の衛生状態や食品取扱い等について監視指導を行っている。

また、営業の許可事務、食中毒事件の調査や有害食品、表示違反等を排除するために必要な検査を随時行うとともに食品衛生講習会を開催し、食品による事故等の防止に努め、食品の安全確保を図っている。

### (1) 営業施設数(許可を要する営業)

(平成29年3月31日現在)

業種		市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等		427	16	52	22	517
	仕出し屋・弁当屋		79	14	27	20	140
	旅館		21	4	4	3	32
	自動販売機		1				1
	移動販売車		1		1		2
	露天営業		30	5	2	6	43
	臨時営業			1			1
	農家民宿		1		1	2	4
	その他		107	2	14	6	129
	小計		667	42	101	59	869
喫茶店 営業	一般		17		2	2	21
	自動販売機		62	2	16	4	84
	移動販売車		2	1	1		4
	露天営業		9	2		1	12
	臨時営業						
	小計		90	5	19	7	121
菓子 製造業	一般		62	9	21	10	102
	移動販売車		1		2		3
	露天営業		3				3
	小計		66	9	23	10	108
乳処 理 業							
乳製 品 製 造 業							
集 乳 業							
魚介類 販売業	一般		64	3	26	36	129
	移動販売車		9	1	4	5	19
	小計		73	4	30	41	148
魚介類 競り 売り 営業			3			2	5
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業						3	3
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業			3	3	1	2	9
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業			3	1	8	1	13
あ ん 類 製 造 業			2				2
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業			5	1		1	7

業種		市町				
		能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計
乳類 販売業	一 般	100	6	38	25	169
	自 動 販 売 機	20		7	3	30
	移 動 販 売 車			1		1
	小 計	120	6	46	28	200
食 肉 処 理 業		9	1	5		15
食肉 販売業	一 般	102	11	45	25	183
	自 動 販 売 機					
	移 動 販 売 車	6	2	3	1	12
	小 計	108	13	48	26	195
食 肉 製 品 製 造 業			1	1		2
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業						
食 用 油 脂 製 造 業						
み そ 製 造 業		7	1	2	1	11
し ょ う ゆ 製 造 業		3				3
ソ ー ス 類 製 造 業		1				1
酒 類 製 造 業		4			1	5
豆 腐 製 造 業		1			1	2
納 豆 製 造 業		1				1
麵 類 製 造 業		11	1	4	10	26
そ う ざ い 製 造 業		22	7	19	23	71
添 加 物 (規 格 あ り) 製 造 業						
清 涼 飲 料 水 製 造 業		1	2			3
氷雪 製造業	一 般	2			2	4
	自 動 販 売 機	1				1
	小 計	3			2	5
氷 雪 販 売 業						
合 計		1,203	97	307	218	1,825
27 年 度		1,219	95	311	232	1,857
26 年 度		1,216	92	320	235	1,863
25 年 度		1,227	92	320	242	1,881
24 年 度		1,251	94	325	235	1,905



## (2) 営業許可及び監視指導状況

(平成29年3月31日現在)

業種		区分	申請受理件数		許可件数		廃業 件数	監視 指導 件数	措置件数						
			新規	継続	新規	継続			不許可	営業 停止	改善 命令等	始末書 説諭	指示書	告発	
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等		39	37	39	37	44	105							
	仕出し屋・弁当屋		6	15	6	15	9	72				2			
	旅館			3		3	6	6				1	1		
	移動販売車		1		1			1							
	自動販売機		1		1		1								
	露天営業		4	3	4	3	2	43							
	臨時営業		320		320		319	85				1			
	農家民宿														
	その他		5	11	5	11	13	12							
小計		376	69	376	69	394	324				4	1			
菓子(パ ンを含 む)製造 業	一般		5	15	5	15	6	32				2			
	移動販売車		1		1			2							
	露天営業							13							
	臨時営業		9		9		9	19							
小計		15	15	15	15	15	66				2				
乳処理業															
特別牛乳さく乳処理業															
乳製品製造業															
集乳業															
魚介類 販売業	一般		8	13	8	13	10	62					1		
	移動販売車						1	2							
	小計		8	13	8	13	11	64							
魚介類競り売り営業				2		2		3							
魚肉練り製品製造業								5							
食品の冷凍又は冷蔵業				1		1		4							
缶詰又は瓶詰食品製造業				2		2	1	7							
喫茶店 営業	一般		5	2	5	2	3	8							
	移動販売車		1	1	1	1		4							
	自動販売機		7	21	7	21	16	30							
	露天営業						1	10							
	臨時営業		56		56		56	9							
小計		69	24	69	24	76	61								
あん類製造業								8							
アイスクリーム類製造業				1		1	1	3							
乳類 販売業	一般		7	19	7	19	6	49							
	移動販売車			1		1									
	自動販売機		7	3	7	3	2	10							
	小計		14	23	14	23	8	59							
食肉処理業				3		3		5							

業種		区分	申請受理件数		許可件数		廃業 件数	監視 指導 件数	措置件数					
			新規	継続	新規	継続			不許可	営業 停止	改善 命令等	始末書 説諭	指示書	告発
食肉 販売業	一 般		13	21	13	21	19	76						
	移 動 販 売 車			1		1	1	2						
	自 動 販 売 機													
	小 計		13	22	13	22	20	78						
食 肉 製 品 製 造 業				1		1		5						
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業														
食 用 油 脂 製 造 業														
マーガリン・ショートニング製造業														
み そ 製 造 業				1		1		3						
醬 油 製 造 業				1		1		4						
ソ ー ス 類 製 造 業				1		1		2						
酒 類 製 造 業				2		2		2						
豆 腐 製 造 業				1		1		1						
納 豆 製 造 業														
麵 類 製 造 業			1	3	1	3	2	13						
そ う ざ い 製 造 業			5	7	5	7	8	26				1		
添加物(規格あり)製造業														
食品の放射線照射業														
清 涼 飲 料 水 製 造 業								7						
氷雪 製造業	一 般			2		2		3						
	自 動 販 売 機		1		1			1						
	小 計		1	2	1	2		4						
氷 雪 販 売 業														
合 計			502	194	502	194	536	754				7	2	
27 年 度			529	232	529	232	538	1,467						
26 年 度			454	240	454	240	472	1,354		2			10	
25 年 度			483	212	483	212	509	981		1			3	
24 年 度			453	217	453	217	470	1,265					1	

## (3) 営業施設数(許可を要しない営業)及び監視指導状況

(平成29年3月31日現在)

業種	区分	施設数	監視指導 件数	措置件数					
				営業禁止	営業停止	回収命令	始末書 説諭	指示書	告発
給食施設	学 校	7	5						
	病院・診療所	16	5						
	事 業 所	1	2						
	そ の 他	53	4						
	小 計	77	16						
乳 さ く 取 業									
食 品 製 造 業		170	5				1		
野 菜 果 物 販 売 業		310	89				1		
そ う ざ い 販 売 業		330	91						
菓 子 (パンを含む)販 売 業		620	110						
食 品 販 売 業 (上 記 以 外)		553	69						
添 加 物 の 販 売 業		134	62						
器 具 ・ 容 器 包 装 ・ お も ち ゃ の 製 造 業 又 は 販 売 業		124	66						
合 計		2,318	508				2		
27 年 度		2,318	661						
26 年 度		2,318	607						
25 年 度		2,318	346						
24 年 度		2,342	380						

## (4) 収去検査の実施状況及び措置状況

(平成29年3月31日現在)

検体種類	区分	収去 検体数	不適 検体数	不適理由			措置状況		
				規格 基準	指導 基準	その他	廃棄 命令	回収 命令	その他
魚	介 類	5							
冷凍 食品	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	1							
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品								
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品								
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類								
魚	介 類 加 工 品	6							
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		4							
牛	乳								
乳	製 品								
乳類加工品(アイスクリームを除きマーガリンを含む)									
ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓									
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		12							
野菜類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		15	1		1	2		3	
菓	子 類	4	1		1			1	
清	涼 飲 料 水	1							
酒	精 飲 料								
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品									
そ の 他 の 食 品		6	1		1			1	
器 具 及 び 容 器 包 装									
計		54	3		3	2		5	
27 年 度		56	1		1			1	
26 年 度		60	3		3			3	

(5) 違反食品等発見届出件数及び措置状況

(平成29年3月31日現在)

区分	食品等	食 品																	食品添加物	器具及び容器包装	おもちゃ	計	27年度	26年度	25年度	24年度		
		菓子類	乳及び乳製品	食肉製品	品魚介類及びその加工	冷凍食品	清涼飲料水	調味料類	豆腐及びその加工品	めん類	そう菜類	漬物	鯨肉製品	弁当類	調理パン	品果実・野菜その加工	食肉	氷菓									その他の食品	
	検 査 件 数	1,287	398	645	1,276	672	879	604	335	396	1,012	997	133	741	641	2,483	436		340	310	380		13,965	8,143	17,484	10,300	9,722	
食品衛生監視員による発見	県 内 産																							55		10	7	
	県 外 産																							1				
	小 計																							56		10	7	
県内消費者からの届出	県 内 産	1												1									2		1			
	県 外 産																											
	小 計	1												1									2		1			
県外からの届出	県 内 産																									1		
	小 計																									1		
合計	県 内 産	1												1									2	55	1	11	7	
	県 外 産																							1				
	小 計	1												1									2	56	1	11	7	
違反理由	第 6 条	1												1									2	1				
	第 10 条																											
	第 11 条	成 分 規 格																										
		製 造 基 準																										
		保 存 基 準																										
		添 加 物 使 用 基 準																										
	そ の 他																											
第 19 条																								55		10	7	
第 20 条																												
そ の 他																									1	1		
行政処分内容	製品の廃棄命令件数																											
	その他必要な措置件数																											
行政処分以外	告 発 件 数																											
	始末書等徴収口頭説明件数	1												1										2	56	1	11	7
	その他の措置件数																											

※ 取去検査・特殊検査・食中毒等の原因究明検査を除く

(6) 食中毒の発生状況(15年間)

① 事件数 11件      ② 患者数 380名      ③ 死者数 0名

(平成29年3月31日現在)

年別	発生日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	摂取場所	調理場所	潜伏時間	主症状	摘要
H14	1月27日	能代市	28	4		旅館の食事	ノロウイルス	飲食店(旅館)	飲食店(旅館)	飲食店(旅館)	最短 25:00 最長 75:00 平均 52:00	下痢、嘔気、嘔吐、腹痛	調理器具からの2次汚染。営業停止1日間。
	10月6日	能代市	44	13		小規模水道水	カンピロバクター・ジェジュニー	家庭	家庭		不明	水様性下痢、腹痛、発熱	小規模水道の衛生管理不良
H15	7月15日	能代市	1	1		フグ料理	不明	家庭	家庭	家庭	1:00	嘔吐、しびれ、呼吸困難、昏睡	自分で釣ったふぐを自宅で調理し1人で摂食
	8月6日	能代市	1,058	153		弁当	毒素原性大腸菌(O169ST+)	飲食店(仕出し)	スポーツ施設	飲食店(仕出し)	最短 2:00 最長 121:00 平均 36:55	水様性下痢、腹痛	東北地区のスポーツ大会の昼食で発症。主原因は調理従事者の健康保菌。営業停止9日間
H16	8月3日	山本町	不明	4		不明	腸炎ビブリオ(O3:K6)	不明	不明	不明	不明	下痢、嘔気、嘔吐	自炊生活の工事作業員が発症。
H17	3月16日	二ツ井町	不明	29		飲料水(地下水)	ノロウイルス	小規模水道	家庭	不明	最短 12:00 最長 46:00	下痢、嘔吐、発熱、腹痛	小規模水道の衛生管理不良によるノロウイルスの汚染
H18	発生なし												
H19	6月9日	八峰町	240	72		ロブヘッド黄味焼き(推定)	サルモネラ・エンテリティディス	飲食店(仕出し)	寺院、家庭など	飲食店(仕出し)	最短 2:00 最長 144:00 平均 37:12	下痢、発熱、腹痛	サルモネラによる原料汚染、加熱不十分、能力以上の受注、調理済み食品の不適切な保管。営業停止8日間
H20	発生なし												
H21	発生なし												
H22	1月24日	能代市	48	14		不明(飲食店の食事)	ノロウイルス	飲食店	飲食店	飲食店	最短 13:00 最長 69:30 平均 46:45	嘔吐、下痢、腹痛	ノロウイルスによる食品汚染。営業停止5日
H23	発生なし												
H24	発生なし												
H25	1月14日	能代市	75	34		弁当	サルモネラ属菌	飲食店	体育館等	飲食店	最短 1:00 最長 108:00 平均 42:27	発熱、腹痛、下痢	調理従事者から二次汚染。営業停止5日
H26	発生なし												
H27	1月23日	藤里町	62	28		会席料理	ノロウイルス	飲食店(旅館)	飲食店(旅館)	飲食店(旅館)	最短 4:00 最長 62:00 平均 26:19	嘔吐、下痢	カキの生食、営業停止4日
	1月24日	能代市	334	28		会席料理	ノロウイルス	飲食店	飲食店	飲食店	最短 7:00 最長 50:00 平均 30:08	嘔吐、下痢	調理従事者から二次汚染。営業停止3日
H28	発生なし												

過去15年間の合計	1,890	380
-----------	-------	-----

(7) 衛生教育実施状況

(平成29年3月31日現在)

対象 区分	営業者	消費者	その他	計	27年度	26年度	25年度
実施回数	11	1		12	36	20	12
受講者数	445	53		498	814	590	434

(8) 秋田県ふぐの取扱いに関する指導要綱に基づく講習会修了者数及び営業届出施設数

(平成29年3月31日現在)

区分 人数	平成28年度			講習会修了者数累計			営業施設数累計			
	処理課程	販売課程	計	処理課程	販売課程	計	処理及び加工	調理	販売	計
受講者数	2	5	7	64	57	121				
届出施設数	0	2	2				14	15	30	46

※1 営業施設数の処理には、調理及び加工を含む。

※2 ふぐ講習会修了者数は、昭和60年度からの累計である。

## 6 死亡獣畜の処理

### (1) 化製場等及び畜舎等許可施設数並びに死亡獣畜取扱場の利用状況

(平成29年3月31日現在)

区分 市町	化製場等				畜舎・家畜舎						死亡獣畜取扱場の利用状況								
	死亡獣畜 取扱場		化 製 場	計	牛	馬	豚	め ん 羊	山 羊	犬	鶏	計	牛	馬	豚	め ん 羊	山 羊	そ の 他	計
	埋却	焼却																	
能代市	1			1					1		1								
藤里町	1			1												1			1
三種町	2			2								3							3
八峰町	1			1															
管内計	5			5					1		1	3				1			4
27年度	5			5	5		2		1		8	10							10
26年度	5			5	5		2		1		8	3	1			6			10
25年度	6			6	5		2		1		8	7	1			6			14
24年度	6			6	5		2		1		8	4	11			2			17

※ 畜舎及び家きん舎における動物の飼養等の許可は知事の権限が能代市を除く藤里町・三種町・八峰町に委譲されていることから、同町が許可、監視指導等を実施している。

### (2) 死亡獣畜取扱場設置状況

(平成29年3月31日現在)

区分	名称	設置者	所在地
埋 却	能代市二ツ井町死亡獣畜埋却場	能代市長	能代市二ツ井町荷上場字愛ノ字82-2
〃	藤里町真土上岱死亡獣畜埋却場	藤里町長	藤里町粕毛字真土上岱131
〃	三種町死亡獣畜取扱場(琴丘)	三種町長	三種町上岩川字嶋の越13-1
〃	三種町死亡獣畜取扱場(八竜)	〃	能代市浅内字砂山17-1
〃	八峰町死亡獣畜埋却場	八峰町長	八峰町八森字家ノ後1-3



## 7 狂犬病予防業務

犬の所有者は生涯一回の登録(平成7年4月1日から施行)と年1回の狂犬病予防注射の実施が狂犬病予防法によって義務づけられている。一方、秋田県動物の愛護及び管理に関する条例によって犬の放し飼いが禁止されており、咬傷事故による被害を発生させることのないよう取締りと適正飼養の啓発に努めてきたところである。

### (1) 狂犬病予防業務等実施状況

(平成29年3月31日現在)

区分		市町				管内計	27年度	26年度	25年度	24年度	
		能代市	藤里町	三種町	八峰町						
登録状況	登録頭数(期間末原簿総数)	1,880	173	745	353	3,151	3,274	3,381	3,515	3,629	
	登録申請頭数	105	10	22	16	153	207	208	219	229	
	鑑札再交付数	5				7	5	13	9	2	
	犬死亡届等件数	173	19	59	19	270	423	340	330	414	
	犬変の更所届所在地	県外から移動	9	4			13	9	10	4	7
		県外への移動	5	1		1	7	5	12	10	5
		県内での移動	15	1	11	1	28	34	16	27	9
		所有者の氏名・住所変更届	19				19	9	11	19	7
		所有者の変更届	12				12	8	6	17	14
狂犬病予防注射済票交付	集合注射	641	103	381	140	1,265	1,360	1,483	1,601	1,722	
	個別注射	910	38	158	106	1,212	1,139	1,238	1,211	1,128	
	小計	1,551	141	539	246	2,477	2,499	2,721	2,812	2,850	
	注射済票再交付						3				

※ 「犬死亡届等件数」については、H21から行方不明及び保健所からの削除依頼分を含む。

## (2) 犬に関する被害・苦情等の届出状況

(平成29年3月31日現在)

区分		市町	能代市	藤里町	三種町	八峰町	管内計	27年度	26年度	25年度	24年度
苦情届出件数	一般苦情	野犬・放飼い	13	1	5		19	31	43	45	44
		けい留の方法						6	1	4	1
		なき声等	2				2	4	2	1	8
		その他	3				3		2	4	3
		小計	18	1	5		24	41	48	54	56
	衛生上の苦情	脱糞	2				2		1	6	3
		悪臭								1	
		脱毛									
		その他						1			
		小計	2						1	7	3
計		20	1	5		24	41	49	61	59	
被害届出件数	人の咬傷	3	1	1		5	5	1	5	6	
	非咬傷被害者										
	家畜等の被害							1			
	農地等の被害										
	その他						1				
	計	3	1	1		5	6	2	5	6	
合計		23	2	6		31	51	67	65	64	

## (3) 犬による危害防止業務実施状況

(平成29年3月31日現在)

区分		市町	能代市	三種町	八峰町	藤里町	管内計	27年度	26年度	25年度	24年度
抑留頭数	捕獲	13	6			1	※ 20	24	33	27	31
	引取り	4	3			1	8	3	5	24	14
	計	17	9			2	※ 28	27	38	51	45
処分頭数	飼い主返還	6					6	8	10	9	5
	センター搬送	11	9			2	22	17	28	41	36
	計	17	9			2	28	25	38	50	41
薬殺	実施地区数										
	薬殺頭数										
行政指導	指示書交付	1	1				2	2	13		
	説諭	4					4	3			
	始末書等	3					3			4	
	措置命令									2	
	告発										

※ 平成27年度に捕獲し、平成28年度に移送した犬2頭を含む。